

未熟児養育医療の給付申請について

○未熟児養育医療とは

未熟児で生まれ、指定養育医療機関において医師が入院して養育を受ける必要があると認め、太子町が決定した場合に、医療費(保険診療分)および入院時の食事療養費を公費負担する制度です。

[養育医療給付の対象]

次のいずれかに該当する未熟児

- ① 出生時の体重が 2,000 g 以下。
- ② 生活力が特に薄弱であって、下記の対象となる症状にあげるいずれかの症状を示す児
※運動不安、けいれん、体温 34 度以下、強度のチアノーゼ、呼吸数の異常など
呼吸器・循環器の症状がある、排便がない・嘔吐が持続など消化器の症状がある、強い黄疸 など

○申請手続きについて

次の提出書類①～⑥を生まれた日から 15 日以内に提出してください。

さわやか健康課窓口または太子町のホームページで①～③の書類が入手できます。

① 養育医療給付申請書

保護者の方が記入してください。

② 養育医療意見書

入院先の担当医師に記入してもらってください

③ 世帯調書

続柄はお子さんを本人として記入してください。(所得割額欄は記入不要)

※裏面の同意書は各個人が自署で記入してください

④ 税関係証明書

前年又は前々年の市区町村民税の課税内容が確認できる書類

※申請日によって対象年が変わります

※同一世帯における所得のある方全員の分が必要です。

【証明書提出による対象年】

申請日 (1 月～5 月) : 前々年の市区町村民税額

申請日 (6 月～12 月) : 前年の市区町村民税額

(例) 令和 3 年 4 月申請→令和元年分対象

令和 3 年 7 月申請→令和 2 年分対象

令和 4 年 2 月申請→令和 2 年分対象

(裏面へ)

【提出不要な方】

税情報の取得に同意いただける場合、「同意書」を記入いただければ、④の提出は省略できます。

⑤ 健康保険証

お子さんの保険証がまだ発行されていない場合は、保護者の保険証を持参してください。

⑥ 申請者の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

○注意事項

- ・ 審査には 1～2 週間程度かかります。
- ・ 申請書類に個人番号の記載欄がありますが、申請時にお子さんの番号を確認できない場合は個人番号通知書が届き次第、下記の問い合わせ先へ持参してください。
- ・ 申請時にお子さんの保険証が発行されていなかった方については、発行が出来次第、下記の問い合わせ先へ持参してください。
- ・ 審査決定後に転院される場合は再度申請が必要となりますのでご注意ください。
(再申請後は以前の養育医療券が無効になります)

[問い合わせ先] 太子町さわやか健康課（太子町老原 102 番地 1）

TEL：079-276-6630